

江差町 Wi-Fi 利用規則

平成 27 年 11 月 1 日
規則第 14-1 号

(目的)

第 1 条 この利用規則は、江差町（以下「町」という。）が設置した公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第 2 条 利用者は、この規則及び関係法令を遵守することに同意し、サービスを利用するものとする。

(利用条件)

第 3 条 サービスの利用料金は無料とする。

2 サービスの利用に必要なパソコン、無線 LAN カード等の機器は、利用者が自ら準備するものとする。

3 サービスの利用に必要なセキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限その他接続設定は、利用者が自ら行うものとする。

4 サービスを利用したインターネット上の有料サービスは利用者の負担とする。

5 利用者は、周囲にいる者の迷惑にならないよう配慮するものとする。

6 利用者は、設置施設内の電源コンセントは利用しないものとする。

(利用者情報の取扱い)

第 4 条 サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、別に定める江差町個人情報保護条例に基づき取扱うものとする。

(禁止事項)

第 5 条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 法定又は公序良俗に反する行為

(2) 誹謗中傷、名誉棄損、侮辱その他他者に不快感を与える行為

(3) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為

(4) 個人的な利用範囲を超え、商業又は営利目的で利用する行為

(サービスの中止)

第 6 条 町は、自らが必要と認める場合は、予告することなくサービスの全部又は一部の提供を中止し、終了し、又は変更することができる。

2 利用者がこの規則に違反した場合は、町は、その利用者によるサービスの利用を予告することなく停止することができるものとする。

(免責)

第 7 条 町は、サービスを通じて得られる情報等について、その確実性、最新性その他の品質等を保証しないものとする。

2 町は、サービスに不具合、障害等の瑕疵がないこと、及びサービスが中断なく稼働することを保証しないものとする。

3 町は、利用者がサービスを利用したこと、又は、利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。

4 利用者がサービスを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。

(賠償責任)

第 8 条 利用者がこの規則に違反したことにより町が損害を被った場合は、その損害を利用者は負担するものとする。

(規則の変更)

第 9 条 町は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規則を変更することができるものとする。

附則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。